

# 質 疑 応 答 書

(件 名) 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属の

売払い(単価契約)

| 質 問 事 項  | 回 答   |
|--|---|
| (1) 荷物が入る時期は、いつですか。  | (1) 当該事業では、家屋の所有者の申請に基づき、その撤去が行われることから、具体的な回収金属の実発生量を予測することが困難です。従って、日々の連絡調整の中で可能な限り発生量の見通しをお伝えすることになります。 |
| (2) 被災家屋等の撤去業者は、決まっていますか。1社なのか、複数なのか   | (2) 複数を想定しております。  |
| (3) 撤去業者は、仕様書に記載の有る、分別条件、具体例に有る、アスファルトルーフィング等の除去条件を把握しているのですか。また、金属が事業所に入った時に具体例記載の有る条件を満たしていない、金属の扱いは、どうするのですか。 | (3) 本件仕様に記載の分別基準を満たした上での搬入を想定しております。また、基準を満たしていないものや異物については、受入不可となる場合があるものと認識しております。                      |
| (4) 撤去現場で、積込み時、積雪の時期に積込みを行い雪も荷物に大量に入っていた場合の扱い、また金属に木等不物が付着している場合の扱いはどうするのですか。                                    | (4) 回答(3)のとおりです。  |
| (5) 仕様書記載、ウ搬入で同一の車輛で持ち込むとするとありますが、運搬車輛は、決まった業者の車輛で持ち込むのですか。  | (5) 回答(2)のとおりです。  |
| (6) 札幌市内に事業所がない場合は、入札に   | (6) 本件仕様の中で、回収金属の引渡し場所  |

|   |   |
|---|---|
| <p>参加できないのですか。</p>  | <p>は、札幌市内に所在する受注者の事業所としているため、札幌市内に事業所がない場合は、入札に参加できません。</p> |
| <p>(7) 1 台の車輛で、鉄くず、アルミくずを分け、事業所に入ってきた時に、受注者側の都合で量り分けをしてもいいのですか。</p> | <p>(7) 差し支えありません。</p>                                       |
| <p>(8) 不純物の処理費用は、買受者の負担なのですか。</p>                                   | <p>(8) 回答(3)のとおりです。</p>                                     |